

令和6年 網走市議会  
 文教民生委員会 会議録  
 令和6年3月6日（水曜日）

○日時 令和6年3月6日 午前10時00分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第14号 令和5年度網走市一般会計補正  
 予算中、所管分
2. 議案第15号 令和5年度網走市国民健康保険  
 特別会計補正予算
3. 議案第18号 令和5年度網走市介護保険特別  
 会計補正予算
4. 議案第19号 令和5年度網走市後期高齢  
 者医療特別会計補正予算
5. 議案第24号 網走市指定地域密着型サービ  
 スの事業の人員、設備及び運  
 営に関する基準を定める条例  
 等の一部を改正する条例制定  
 について
6. 議案第26号 網走市老人デイサービスセン  
 ター条例を廃止する条例制  
 定について
7. 請願第8号 加齢性難聴者の補聴器購入に  
 対する公的補助制度の創設を  
 求める意見書提出についての  
 請願
8. 請願第9号 加齢性難聴者の補聴器購入に対  
 する網走市助成金額の増額を求  
 める請願
9. 請願第10号 物価上昇に見合う高齢基礎年金  
 等の引き上げを求める請願
10. 医薬品や医療機器の安定供給確保ならびに  
 イノベーション推進を求める意見書提出要  
 請
11. 訪問介護における基本報酬の引き下げ見直  
 しを求める意見書提出要請
12. 陳情第3号 年金制度における外国人への脱  
 退一時金の是正を求める意見書  
 の採択を求める陳情  
 （5.12.8 継続審査）

13. 行政視察について

○出席委員（7名）

委員長 永本浩子

副委員長 村椿敏章  
 委員 金兵智則  
 栗田政男  
 里見哲也  
 古田純也  
 古都宣裕

○欠席委員（0名）

○議長 平賀貴幸

○委員外議員（1名） 松浦敏司

○傍聴議員（6名） 石垣直樹  
 井戸達也  
 澤谷淳子  
 立崎聡一  
 深津晴江  
 山田庫司郎

○説明者

副市長 後藤利博  
 市民環境部長 田邊雄三  
 健康福祉部長 結城慎二  
 健康福祉部参事監 永森浩子  
 戸籍保険課長 渡邊真知子  
 戸籍保険課参事 小沼麻紀  
 生活環境課長 近藤賢  
 生活環境課参事 田中正幸  
 健康推進課長 本橋洋樹  
 健康推進課参事 阿部昌和  
 健康推進課参事 今野多賀子  
 社会福祉課長 清杉利明  
 介護福祉課長 小西正敏  
 子育て支援課長 岩本純一  
 子育て支援課参事 東出信幸

教育長 岩永雅浩  
 学校教育部長 北村幸彦  
 学校教育部次長 大垣正紀  
 社会教育部長 吉村学

学校教育課長	高橋善彦
学校教育課参事	里見達也
スポーツ課長	大西広幸
スポーツ課参事	佐藤潤一

---

**○事務局職員**

事務局長	岩尾弘敏
次長	石井公晶
総務議事係	早渕由樹

---

午前10時00分開会

**○永本浩子委員長** ただいまから、文教民生委員会を開会いたします。

本日の委員会では、付託されました議案6件、請願3件、要請2件、継続審査中の陳情1件について審査いたします。

本日の進行ですが、まず、市民環境部関係分について審査後、理事者入れ替えをし、健康福祉部関係分について審査いたします。その後、理事者入れ替えをし、教育委員会関係分について審査後、理事者入れ替えをし、請願等の審査を行います。

それでは、まず初めに、議案第14号令和5年度網走市一般会計補正予算、戸籍住民基本台帳管理事業、住民基本台帳システム等改修事業について、繰越明許費補正も関連しておりますので、併せて説明を求めます。

**○渡邊真知子戸籍保険課長** 議案資料5号34ページを御覧ください。

令和5年度一般会計戸籍住民基本台帳費補正予算のうち、住民基本台帳システム等改修事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

補正の理由及び内容ですが、住民基本台帳法及び戸籍法の一部改正に伴い、戸籍附票システムに振り仮名等を登録するための改修経費を追加補正するものです。

同様の理由で12月議会でも補正を行っておりますが、本事業は所管する複数のシステムを段階的に改修していくもので、当該改修が令和5年度での国の補助対象となったため、再度の追加補正となります。

経費の内訳は、委託料として戸籍付票システム改修費220万円となります。

補正額ですが、(1)歳出予算、(2)歳入予算に記載のとおりで、財源につきましては全額が国庫

補助金となります。

なお、本事業は、年度内での完了が見込めないことにより、翌年度に全額を繰越しするものであります。

以上で説明を終わります。

**○永本浩子委員長** それでは、質疑に入ります。

質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、後期高齢者医療療養給付費負担金について説明を求めます。

**○小沼麻紀戸籍保険課参事** 議案資料5号、資料39ページを御覧ください。

令和5年度一般会計高齢者福祉費補正予算、後期高齢者医療療養給付費負担金につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容ですが、令和4年度分の療養給付費の確定及び令和5年度分の療養給付費負担金の決定に伴い、負担金3,537万3,000円を減額補正するものでございます。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は全額一般財源となります。

以上で説明を終わります。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

**○金兵智則委員** あまり医療費は使われなかったということなのだと思いますけれども、後期高齢者の数は増えているというふうに思っているのですけれども、この辺の減額の理由は担当課としてはどのように捉えていますか。

**○小沼麻紀戸籍保険課参事** どうしてもですね、最初概算で負担金を決めますので、算出しまして、その後、翌年度に前年の精算を行いますので、どうしてもここは減額されるような形になります。そこまで細かい分析はできてないですが、やはり全体的に医療費は上がっているような形にはなると思います。

**○金兵智則委員** そうしたら、思ったよりも減額の数値は少なく、減額はされることは見えていたけれども、思ったよりも医療費はかかっている減額の数値は少ないというふうに担当課として捉えているということなのですね。

わかりました。

○永本浩子委員長 よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、次に進みます。

議案第14号中、最終処分場配置計画策定事業、繰越明許費補正について説明を求めます。

○近藤賢生活環境課長 議案資料5号10ページ、補正予算の概要を御覧ください。

令和5年度一般会計清掃費の補正予算について御説明いたします。

2の繰越明許費の補正についてですが、次の経費を繰越しするものであります。

補正の内容としましては、2段目になります最終処分場配置計画策定事業については、河川流域関係者との調整が終了していないことから年度内に完了しないため、事業費353万1,000円について繰越しをするものでございます。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

○金兵智則委員 最終処分場の配置計画ということですから、新たなという最終処分場の計画をつくるに当たって調整が取れていないということで繰越明許費ということだという説明だったのですけれども、それはもろもろ今スケジュールの中で、これを繰越して来年度に遅れることに対する影響というのは何かあるのですか。

○近藤賢生活環境課長 現状としましては、来年度に最終処分場の工事に入るということはないので、そこは河川流域関係者、漁業関係者等ときちんと打ち合わせをした上でこの策定の案をきちんとまとめて、現地を見たいというお話もありましたので、そこは年度を超えて完成させたいというふうに考えております。

○金兵智則委員 ということであれば、別にトラブルがあるというとか、かみ合わないところがあるというわけではなくて、まだ時間が少しあるので、時間をかけてしっかりと調整を取っていくというような感じで捉えていいのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 議員御指摘のとおりでございます。

○金兵智則委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

○村椿敏章委員 私からも1つ確認したいのですが、この配置計画も若干時間があるのではないかとということだったという今答弁だったと思うのですけれども、やはり何と言うのですかね、今この配置計画のほうも急いでやっぱり確認していかねばならない部分ですから、早めにやってもらいたいなと思うのですが、見通しとしてはどのような状況ですか。来年度に繰越した上で、いつぐらいには出来上がるような、そんな見通しがあるのか。

○近藤賢生活環境課長 繰越しはしますが、年度を明けてですね、現地を見る必要もありますが、年度の早いうちにはこの計画はつくれるものと考えております。

○村椿敏章委員 早いうちと言ったら来年の9月とか、もっと早くに出来上がるような、そんなような感じですか。

○近藤賢生活環境課長 なるべく早くにはつくと。現地を1回見る、時期が合えば、その後すぐにつくることはできるというふうに考えております。

○村椿敏章委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、一般廃棄物等処理に係る業務委託契約、債務負担行為の補正について説明を求めます。

○近藤賢生活環境課長 議案資料5号、11ページになります。

11ページ、3の債務負担行為の補正をしますので、説明をさせていただきます。

2段目の一般廃棄物処理等に係る業務委託契約としまして、一般廃棄物収集運搬業務が1億4,750万円、パトロール業務が1,762万2,000円、生ごみ堆肥化施設維持管理業務が3,678万4,000円、資料収集運搬業務が2,226万4,000円、破碎リサイクル施設運転維持管理業務が1億3,955万6,000円、最終処分場維持管理業務が6,500万円、資源物収集運搬業務が5,922万円、合わせて限度額4億8,794万6,000円につきましては、令和6年度の年度当初より業務に当たっていただく必要があることから、令和5年度中に契約をする必要があるため、債務負担行為の設定をしようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○古都宣裕委員 ちょっと伺いたいのですけれども、前は3年間の業務委託で長期契約だったと。

今回からなぜか単年度に変わっているというふうなのですけれども、その説明も今なかったのですけれども、どうしてそのようになったのでしょうか。

○近藤賢生活環境課長 3年契約から単年度の1年契約にした理由でございますが、現在ごみの収集処理業務は月曜日から土曜日まで稼働している内容となっております。ただ、働き方改革なども考える必要があることから、令和6年度は土曜日にも休みにできないかということ、それが可能であるかどうかを検討する必要があると考えております。また、その検討の結果、令和7年度以降に土曜日の業務を見直す可能性もありますので、不確定な部分もあるため、今回1年の契約とさせていただきます。

○古都宣裕委員 あと、張り出されていたのですけれども、昨日聞いていましたら、市営住宅修繕管理業務委託契約だったらどういう契約方式でということもしゃべっていたのですけれども、今回から一般入札に変わっていると思うのですけれども、それはなぜなのでしょう。

○近藤賢生活環境課長 今回、予算要求に当たりまして、複数の事業者から業務見積もりを聞き取った段階で、一部の事業者とは市の積算との間で大きな乖離がありました。

また、指名入札に参加するかどうかはわからないという回答のあった業者もありまして、指名競争では、指名競争で不参加となる場合は、例えば2社指名の場合、1社となった場合は入札が不成立となって、この場合は来年度以降、4月1日以降の業務が止まってしまうため、一般入札とさせていただきますところ。

○古都宣裕委員 業者の見積もりを取ったところ、大きな乖離があったということなのですけれども、業者さんが何かすごく利益を取るために大きく見積もったのかどうかというのは、ちょっとそれはわかりませんが、積算根拠となるようなものはちゃんと資料があった上でお互い出してやっているわけで、それが相手の見積もりだったときに、市がちゃんと根拠というのをしっかりと見た上で、明らかに何か違うという部分があったということなのでしょうかね。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時14分休憩

午前10時15分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○近藤賢生活環境課長 大きな乖離の点でございますが、市としましては、公共単価などを用いて業務価格の積算をしております。一部事業者との見積もりとの間では、先ほども説明したところですが、大きな乖離があったということがございましたので、このような形とさせていただきます。

○古都宣裕委員 多分、実際こういう業務でどうですかというので出して積算をもらう話もしているとは思いますが、例えばその見積もりの1個の単価がすごく大きかったら、いや、これはこうではないですかというような話もされなかったということなのですかね。何かその大きな乖離が出たときに、いや、ここの単価の見積もりがちょっと違いますよとか、いや、こういうふうな感じですよというような、そういう話はなく、ただ向こうにどうですかと投げたような感じでやっていて、違うような感じが出てきたということなのですかね。

○近藤賢生活環境課長 事業者の方とは複数回見積もりを頂きまして協議したのですが、なかなか市の業務価格との歩み寄りが、乖離を近づけることができなかったという状況でございます。

○古都宣裕委員 安いほうがいいというものもあるのですけれども、ごみについてはですね、環境省の通知の中で受託する業者が業務上の施設、人員、財政的基礎を有し、かつ、相当の経験を有するものではないとされているので、一般競争入札にするに当たってもなかなか難しいのではないかなというふうを感じる部分があるわけです。

あとは、その過度の財政性を求めるような契約はできずというのが示されているのですけれども、何か今の答弁を聞いていると、網走市も財政が厳しいのは存じていますけれども、あまりそごにしたりとか、今、曜日を削るという話が今後あるということも今伺って初めて知ったのですけれども、そうしたやり取りをしなければいけない部分もあるけれども、やっぱりそのしわ寄せというのはどうしても市民に来てしまうのではないかなというふうな懸念があるわけですね。人口が減っている中で網走市の財政も厳しいのは十分承知しているのですけれども、そうしたところの単価の見合わせもですね、しっかりと、誰かが割を食うというような契約ではなくです

ね、市営住宅修繕のほうを見ていると、3年前の契約を見ると倍以上の金額になっているのですけれども、今回ごみはそこまで上がっていないのですよね。それを見ると多少上がっている部分を見るとですね、労務単価とかそういった部分を見たのかなというのはわかるのですけれども、どのような形でどれぐらいの、割合的には若干上がっているのですけれども、対比のものが前回と違ったのでなかなか見られなかったの、その辺の説明をお願いします。

**○近藤賢生活環境課長** 今回の委託料の積算の見直しですが、この公共単価に基づきまして、労務単価そして車両損料は上げて積算をしておりますので、3年前の契約時よりは増やしている形にはなっております。

**○古都宣裕委員** どれぐらいですか。

**○永本浩子委員長** 暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時23分再開

**○永本浩子委員長** 再開いたします。

それでは、古都委員の質疑に対する答弁から。

**○近藤賢生活環境課長** 3年前の契約時と今回の補正の債務負担行為の差でございますが、令和3年の3年契約のときと同じ業務の委託料ですが、総額の1年間分で4億5,091万2,000円となっておりますので、今回の4億8,794万6,000円と比べますと3,700万円ほど上がっている形になります。

**○古都宣裕委員** わかりました。

あとですね、昨日の説明の中で、市営住宅修繕業務だと、入札の縛りで市内の業者等となっておりますが、何か今回この一般廃棄物という部分が、たしかほかのところ、市内の業者というような縛りとか、そういうのはどういう形になっているのでしょうか。

**○近藤賢生活環境課長** 今回の入札につきましては、オホーツク総合振興局管内という形で縛りをつけている業務もあります。

**○古都宣裕委員** それはなぜでしょうか。網走市内の業者で受けてもらったほうが市民へ税金が落ちるような形になるので、私としてはそのほうがいいのではないかなとは思っているのですけれども、広く取った理由というのはどういうことなのでしょう。

**○永本浩子委員長** 暫時休憩いたします。

午前10時25分休憩

午前10時28分再開

**○永本浩子委員長** 再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

**○近藤賢生活環境課長** 今回の一般競争入札では、それぞれの業務に対して経験がある、その知見を備えているという条件のほか、エリアを市内からオホーツク総合振興局内に広げたところでございます。その理由につきましては、市内には2社今まであるのですが、そのうちの両者から入札に参加しないかもしれないという意思表示があったことから、オホーツク管内にエリアを広げて一般競争入札をさせていただいているところでございます。

**○古都宣裕委員** わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に進みます。

次に、議案第14号中、紙おむつ等収集運搬処理業務委託契約、債務負担行為の補正について説明を求めます。

**○近藤賢生活環境課長** 議案資料5号、11ページになります。

補正予算の概要を御覧願います。

11ページの3、債務負担行為の補正についてですが、3段目の紙おむつ等収集運搬処理業務委託契約でございますが、令和6年度の年度当初より業務に当たっていただく必要があることから、令和5年度中に契約をする必要があるため、令和6年から8年までの3か年分の限度額1億5,364万8,000円について債務負担行為の設定をしようとするものです。

以上で説明を終わります。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

**○古都宣裕委員** これもちょっと聞きたいのですけれども、これも前年度と比べてどれぐらいアップしたのかなというのを教えてください。

**○近藤賢生活環境課長** こちらの業務につきましては、この委託先がこの近くに1社しかないということがありまして3か年契約にしたところですが、すみません、昨年度の単価について調べて後で回答します。

**○永本浩子委員長** 古都委員、後ほどの回答ということでよろしいでしょうか。

暫時休憩いたします。

午前10時31分休憩

午前10時39分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○近藤賢生活環境課長 斜里町での紙おむつの減容化に係る委託料でございますが、昨年の予算額では4,455万円、今回、この債務負担行為の1年当たりでは5,121万6,000円となりますので、おおむね600万円ほど費用が上がっています。また、単価契約で契約をしますので、単価契約の請求をいただいておりますという内容になっております。

○古都宣裕委員 ありがとうございます。

ちょっと伺いたいのですけれども、これも3年契約ということなのですけれども、その単価契約の場合、では3年間単価が一緒という理解でよろしかったですか。

○近藤賢生活環境課長 昨年まで試験的にやった結果、今回の単価契約で行けるという委託業者のほうの申し出もありますので、今のところはこの金額でいきますが、契約の中ではその情勢が変わった場合の条項は含めるので、そこは話し合いになっていくと思います。

○古都宣裕委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第14号令和5年度網走市一般会計補正予算中、市民環境部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第15号令和5年度網走市国民健康保険特別会計補正予算、国民健康保険料還付金について説明を求めます。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 議案資料5号、資料50ページを御覧ください。

令和5年度国民健康保険特別会計補正予算、国民健康保険料還付金につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容ですが、保険料の過年度還付金が当初の想定を上回る見込みであることから、次の経費を追加補正することとするものであり、金額は還付金80万円となります。

2の補正額であります。歳出予算における補正

前の額、補正額、補正後の額につきましては、

(1)歳出予算に記載のとおりとなり、財源は全額基金繰入金となります。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第15号中、国保市町村事務処理標準システム保守委託契約債務負担行為の補正について説明を求めます。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 議案資料11ページを御覧ください。

補正予算の概要、3.債務負担行為の補正の2段目、国民健康保険特別会計を御覧ください。

令和5年度国民健康保険特別会計債務負担行為補正予算につきまして御説明いたします。

補正の理由及び内容でございますが、令和6年4月1日から履行開始が予定される歳出項目について、本年度中に契約が必要となることから、債務負担行為の追加補正を行うものでございます。

内訳、限度額につきましては、国保市町村事務処理標準システム保守委託契約167万7,000円となります。

以上で説明終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第15号中、健康審査等各種委託契約債務負担行為の補正について説明を求めます。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 同じく11ページ、3.債務負担行為補正の2段目、国民健康保険会計の2段目になります。補正の理由及び内容でございますが、令和6年4月から履行開始が予定される歳出項目につきまして、本年度中に契約が必要となることから、債務負担行為の追加補正を行うものでございます。

2段目、特定健診などの健康診査等各種委託料総

額3,224万円となるものでございます。

以上で説明終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第15号令和5年度網走市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第19号令和5年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算について説明を求めます。

○小沼麻紀戸籍保険課参事 議案資料5号、11ページを御覧ください。

補正予算の概要、3. 債務負担行為の補正、6段目、後期高齢者医療特別会計を御覧ください。

補正の理由及び内容でございますが、令和6年4月1日から移行開始が予定される歳出項目について本年度中に契約が必要となることから、債務負担行為の追加補正を行うものでございます。

債務負担行為の内容及び限度額につきましては、後期高齢者健診などの健康審査等各種委託契約726万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第19号令和5年度網走市後期高齢者医療特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのように決定いたしました。

それでは、ここで理事者入れ替えのため暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前10時55分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第14号社会福祉施設管理運営事業、総合福祉センター管理運営事業について説明を求めます。

○清杉利明社会福祉課長 議案資料35ページ、資料5号を御覧願います。

令和5年度網走市一般会計社会福祉総務費、総合福祉センター管理運営事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。総合福祉センターの施設管理に係る経費につきましては、指定管理者である網走市社会福祉協議会に委託料として支出をしておりますが、原油等の高騰により燃料費及び電気料が当初の想定を上回ることが見込まれるため、必要な経費を追加補正するものであり、金額につきましては、電気料金で16万円、重油代で118万円、灯油代で18万円、合計で152万円となります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては記載のとおりとなり、財源内訳につきましては全額一般財源となります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 確認なのですが、今回の重油代がかなり118万円と高いですが、根拠というのですかね、その辺について説明をお願いします。

○清杉利明社会福祉課長 重油代につきましては、予算上は、重油につきましては約290万円で見込んでおりましたが、決算見込みとしまして約410万円になるということで、今回118万円ほど予算を計上しているところでございます。

○村椿敏章委員 290万円から410万円ってかなりね、上がっているというのが、灯油も上がっていますけれども、重油がかなり上がったのだというのがわかります。単価的にはかなり上がっているという状況だったのですかね。

○清杉利明社会福祉課長 この施設のですね、暖房、それからお風呂のボイラーとして使っております。量としても、主の燃料としましては重油が一番使用しております。単価としましては約10円ほど増加をしているということで計算をしております。○村椿敏章委員 はい、わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古都宣裕委員 内容としてはわかるのですけれど

も、ちょっと質問がありまして、これ後に出てくる  
デイサービスセンターがたしか今月いっぱい終わ  
ると思うのですが、その多分お風呂のところ  
にも使っているのかなと思うのですが、それ、  
重油自体が同じところでたいているのか、その  
お風呂とかまた別になっているのかというのはどう  
なっているのでしょうか。

**○清杉利明社会福祉課長** 総合福祉センター自体の  
燃料費と老人デイサービスのほうで使用している燃  
料費については別に管理をしております、それで  
費用につきましては案分して、分けて計上している  
ところでございます。

**○古都宣裕委員** デイサービスが今月いっぱい終  
わるということは、その部分に例えば重油が残っ  
ていて給油口自体が別であれば、1回全部抜かな  
ければいけないと思うのですよね。そうした場  
合、それは同じなのかなと思って、そのままこ  
っちの福祉センターのほうで使うのかなと思  
ったのですが、そういうのはデイサービスセン  
ターの条例のときに聞いたほうがいいのですか  
ね。今で大丈夫ですか、どうするのかというの  
を。

**○清杉利明社会福祉課長** ほかもそうですけ  
れども、タンクとしては1つを管理していまし  
て、使用量に応じて案分して経費は支払って  
いるという形です。

**○古都宣裕委員** そうしたら、デイサービスの  
ほうをやっても暖房のほうで使うから、重油  
自体はそのまま大丈夫という理解でよろしい  
ということですね。わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ござい  
ますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、次に進みます。

次に、議案第14号中、生活困窮者自立促進支  
援事業、自立相談支援事業外2事業について説  
明を求めます。

**○清杉利明社会福祉課長** 議案資料36ペ  
ージ、資料5号を御覧願います。

令和5年度網走市一般会計社会福祉総務費、  
自立相談支援事業外2事業の補正予算につ  
きまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります  
が、令和6年2月14日開催の当委員会  
におきまして、経過及び概要等につ  
きましては御説明を申し上げましたが、  
生活困窮者自立支援法に基づく自律  
相談支援事業及び家計改善支援事業  
並びに就労準備支援事業の委託契

約におきまして、消費税の取扱いに誤  
りが判明したことから、委託事業者へ  
不足する消費税及び延滞税相当分を支  
払いするため、次の経費を追加補正す  
るものであり、金額につきましては、  
自立相談支援事業での合計で417万4,  
000円、家計改善支援事業の合計で81  
万7,000円、就労準備支援事業の合  
計で78万3,000円となります。3事  
業の合計では577万4,000円とな  
ります。

2の補正額であります  
が、補正予算における各事業の補正  
前の額、補正額、補正後の額につ  
きましては記載のとおりとなり、財  
源内訳につきましては全額一般財源  
となります。

説明は以上でございます。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に  
入ります。

質疑ございますか。

**○里見哲也委員** この補正に異論  
があるものではないのですが、前  
回説明いただいた中で、判明した  
のが去年の10月ぐらいというのが  
あったと思うのですが、恐らくは  
インボイスの関係の時期でいろ  
いろ見直しとか点検があったのだ  
と想像する中で、税務当局の見解  
の相違とかいろいろあると思う  
のですが、今後もですね、この  
インボイスの関係に関しては、課  
税仕入れ、非課税仕入れだとか、  
いろいろな影響がまだまだ出て  
くるのかなとは思っているわけ  
ですが、ちょっと質問としては  
令和6年度の予測に関係する  
のですが、市の支払いの中で  
インボイスに対する影響という  
のですか、新年度の予算に対  
する消費税を加算するという  
のかな、結局は払う側に負担  
がかかるものと認識していま  
すので、全体の見直しとか、  
これを機にされたのかという  
のをちょっと伺いたいのでは  
ないかと。

**○永本浩子委員長** 暫時休憩いた  
します。

午前11時04分休憩

午前11時07分再開

**○永本浩子委員長** 再開いた  
します。

それでは、里見委員の質疑  
に対する答弁から。

**○結城慎二健康福祉部長** ただいま  
御質問の件でございますが、まず  
1点、今回のこの消費税の誤りが  
判明した経過でございます  
と、インボイスの関係では  
なく、そもそもの事業自体が、  
私ども事業開始当初から、  
社会福祉法に基づく第二種  
の社会福祉事業であるとい  
うふうに誤認をしていた、  
全国各地で同様の誤認が  
発生したことを受けて厚  
労省から通知が発せられて、  
それを見て私どもは誤りが  
わかったとい

うことですので、インボイスとは直接関係はない状況でございます。

お問い合わせのインボイス市全体の部分の話ですが、なかなか私のほうからですね、ここでお答えすることは難しいですので、健康福祉部所管分の委託事業に関しましては、今回この誤りが判明しましたので、それぞれ課税で契約をしているか、あるいは非課税であればそれが社会福祉事業に該当するのか、その辺を精査した上で、今回この部分のみが誤りであったということで御提案を申し上げているところでございます。

**○里見哲也委員** 大変丁寧な説明ありがとうございます。

ちょっと私の理解の誤認もあったものですから、ここでお詫びしますが、ぜひ適正な支払いといえますか、お引き続きよろしくお願いたします。

失礼しました。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

**○古都宣裕委員** 今の説明でもわかったのですけれども、網走市としても理解に瑕疵があったという部分があるのですけれども、これ厚労省の説明のほうにもかなり瑕疵があったのではないかなというふうには、全国で同じような事例があるわけではないですか。それに対して延滞税を取るというのはいかななものかなと個人的には思うのですけれども、法律上これはどうしようもない部分もあると思うのですけれども、一言町として文句を言っても、僕はこれは問題ないのではないかなと思うのですよ。平成12年から地方と国というのは対等だというふうになっていますので、これは1つの自治体としても、網走市としても瑕疵があったけれども、やっぱり国としても瑕疵があったと、そういう部分はしっかりと行っていくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○結城慎二健康福祉部長** この事業に関して言いますと、今回この消費税の課題に上がっているのがこの自立相談と、あと障害者の相談業務でございました。

この自立相談支援で言うと、平成27年度から国全体で始まっているのですけれども、確かに、当初の段階で課税なのか非課税であるのかという明確な通知はなかったと承知をしております。ただ実際に、全国全ての自治体が誤っていたのかというところではなくて、しっかりと消費税を課税して委託契約しているところもございますので、直接我々が例えば

国に何かを言うということではなくて、我々は誤りとして消費税分を今回のように追加で支払って、受託事業者に消費税の申告をしていただくということに尽きるかなと考えています。

**○古都宣裕委員** わかります。ただ、間違った部分というので、網走市が全部認めるのもわかるのですけれども、限られた数都市ではなく、全国津々浦々いろいろな町がある中で、結構多くの町が間違われているわけではないですか。となると、網走市だけではなくて、国の瑕疵ももちろんあったというものを認めなければいけないと思うので、意見として上げるのは問題ないのではないかなとは思っていますけれども、その考え方1つだと思うのですけれども、そこは卑屈にならないで、皆さんしっかり仕事はちゃんとしていた部分の上でやっていっていただいているのだと思うのですけれども、しっかりと意見を言っていただければなと思います。

以上です。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、介護保険特別会計繰出金と議案第18号令和5年度網走市介護保険特別会計補正予算について、関連がありますので、一括して説明を求めます。

**○小西正敏介護福祉課長** 議案資料38ページを御覧願います。

令和5年度一般会計高齢者福祉費、介護保険特別会計繰出金の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、令和5年度における介護給付費の実績が当初の見込みを下回ることに伴いまして、市が負担する公費分の介護保険特別会計への繰出金が減額となるため、次の経費を減額補正するものであり、金額につきましては375万円となります。

歳出予算における補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、2. 補正額に記載のとおりでございます。

続きまして、議案資料51ページから52ページを御覧願います。

令和5年度介護保険特別会計居託介護サービス給付費外2事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、令和5年度における介護給付費の増加及び減少が見込まれるため、次の経費を補正するものであり、金額につきましては、減額となるものが、居宅介護サービス給付費が1,000万円、地域密着型サービス給付費が3,000万円、増額となるものが、高額介護サービス費が1,000万円となり、以上3件の増減合計で3,000万円の減額補正となります。

給付費の減少が見込まれる要因であります。通所系サービスにおける新型コロナウイルス感染症の影響等による利用減少など、また、施設経営サービスにおいては利用者の介護度や入院等による影響が考えられます。一方で、増額が見込まれる高額介護サービス費につきましては、1か月に支払った介護保険サービスに係る自己負担額が一定額を超えたときに費用の一部が払い戻されるものであり、給付件数が見込みより増加したものです。

2の補正額でございますが、歳出予算における給付費ごとの補正前の額、補正額、財源内訳、補正後の額につきましては、(1)歳出予算の①居宅介護サービス給付費、②地域密着型サービス給付費、1ページの高額介護サービス費に記載のとおりとなります。

歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、子ども・子育て支援事業、幼稚園型一時預かり事業外2事業について説明を求めます。

**○岩本純一子育て支援課長** 議案資料40から41ページを御覧願います。

令和5年度一般会計児童福祉費及び児童福祉施設費、幼稚園型一時預かり事業外2事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。令和4年度における補助事業の実績が確定し、実績額が申請額を下回ったため、国庫補助金返還に伴う所要の費用を追加補正するものであり、金額につきましては、幼稚園型事業231万7,000円、子育て世帯生活支

援特別給付金917万2,000円、児童館管理運営事業84万円で、合計で1,232万9,000円となります。

内容といたしましては、幼稚園型一時預かり事業につきましては、年間延べ利用者数が2,000人以上の場合などに対象となります保育体制充実加算の該当施設が当初見込みよりも少なかったため、返還金が生じるものであります。

子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、家計急変世帯などの申請数が当初見込みを下回ったため、返還金が生じるものであります。

児童館管理運営事業につきましては、児童数に基づき算定される補助額が減少したため、返還金が生じるものであります。

2の補正額であります。歳出予算に記載のとおりとなり、財源内訳は全額一般財源となります。

説明は以上でございます。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

**○村椿敏章委員** 3事業で返還金ということなのですが、実際に使用された人数とかその辺について特に説明がなかったので、具体的に説明していただけたらと思います。

**○岩本純一子育て支援課長** 人数等の詳細な内容でございますけれども、まず、幼稚園型一時預かり事業につきましては、先ほど説明させていただきました保育体制充実加算の該当施設、こちらを当初3施設で見込んでいたものが、実績として2施設減りまして1施設になったため、減額ということになります。

子育て世帯の生活支援特別給付金につきましては、申請数が減少したということで当初見込んでいた数になりますが、1人親世帯につきましては455人のところが418人、その他世帯としましては330人から251人の減少となっているところでございます。

また、児童館の管理運営事業につきましては、こちらについては補助基本額が、基本となっているのが36人から45人、これが基本となって補助金の額が算出されているところなのですが、当初見込みよりも人数が増減ですね、36から45人を、例えば大きく増える場合にあっては減額、また大きく下回る場合についても減額というところで、この36人から45人の基準に収まるような形で人数の実績がなれば金額的にはそこまで減らなかったというところなのですが、その増減がありまして、最終的には減額という

ことになっております。

**○村椿敏章委員** 今の児童館の部分、36人から45人という部分の縛りというのが何か厳しそうな気がするのですが、その辺についてどういう見解を持っているのか。

**○岩本純一子育て支援課長** こちらは放課後児童クラブ、児童館で運営しているものになりますが、そちらの子育て支援交付金の基準額ということになりますけれども、国のほうで示されている1つの児童クラブ当たりの基準となる人数というのがおおむね40人程度ということにされておりますので、そういったところから国のほうで36人から45人ぐらいの規模での基準を設けているというようなこととなりますので、それよりも下回ったり増えすぎたりすると補助金が減額される仕組みということになります。

**○村椿敏章委員** ということは、子供たちが増えてこの人数が増えるようなことになったらこの補助金は入らないようになるということはあるのですか。

**○岩本純一子育て支援課長** 全くゼロにはならないのですが、やはりその増えた、オーバーしている人数に応じて減額がされるというような仕組みになっております。

**○村椿敏章委員** はい、わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

**○金兵智則委員** 中身については今のやり取りでもわかったのですが、まず、幼稚園型一時預かり事業、3施設が1施設となった、この辺の理由について担当課としてはどう捉えていますか。

**○岩本純一子育て支援課長** 2つ施設が減った分析というか、そういったところになりますが、こちらに加算の要件なのですが、先ほど説明した2,000人を超えるか超えないかというところになりますけれども、まず1つ、施設が当初3,364人、これは前年度、令和3年ですね、前年度の実績に基づいて当初考えていたところなのですが、この3,364人が実績によっては1,981人になってしまったというところで、そういったところで加算が当たらなかったというところが1つございます。

また、もう1施設につきましては、人数についてはクリアしていたのですが、ほかの要件としまして、サービスを実施している時間なのですが、原則11時間以上ということになっております。それが、実績としましては9時間の実績となったということで、この加算が当たらなかったというところで、1施設該当にならなかったということになりますの

で、こういった理由から2施設減少しているということになります。

**○金兵智則委員** 詳しい実態はわかったのですが、例えて言えば、1つの施設は3,364人実績を見ていたけれども、1,981人にしかならなかったのか。もう1つは人数はクリアしているけれども開設時間が11時間を開設できなかったのは、それは人手不足によるものなのか、その要望する子供たちが少なくなってしまったからなのか。その辺を担当課としてはどう捉えていますかと伺っています。

**○岩本純一子育て支援課長** 先ほどの人数の減少の要因の分析なのですが、こちらについては、大きくはやはりこちら幼稚園型の一時的預かりなので、幼稚園を利用されている方が減少してきているということが1つあるのではないかと考えております。それと併せて、こちらは主に就労されている、幼稚園に通いながら働いている方、そういった方が利用するサービスでもありますので、そういったところの人数についても減ってきているのかなというところの分析はしているところになります。

あと、時間の関係なのですが、原則11時間以上という決まりがあったのですが、こちらの交付金の申請のときに、まだ、その園のほうは何時間実施するかというところの詳細な要件を確認していなかったというところもありますので、最終的には園のほうでの実施時間を確認したところ9時間の実施になっていたというところで、1施設該当にならなかったというような内容になっております。

**○金兵智則委員** はい、わかりました。

では2つ目の、その時間が足りなかった施設については、そこまでそこを気にしなかったというか、結果が出てきた、実績だと時間が足りなかったということなので、そこをわざわざクリアするためにやるものでもないでしょうから、そこまで長い時間にはならなかったということなのですね。

人数についても、幼稚園も一時預かりだから、その辺の働いて預ける機会が少なくなったのか、それとも子供の人数が減ったからなのか、何かその辺って、何か見えているものってあるのですか。逆に言うと、その保育園型のほうが増えたかということがあるならまだわかるのですが、その辺はどう捉えていますか。

**○岩本純一子育て支援課長** こちらの方の分析なのですが、その働いている方が減ったかどうかというところの細かな分析までは至ってはいないのです

が、幼稚園に入っている人数で行くと、この該当施設については、令和3年のときには61人だったのですが、令和4年度でいくと57人ということで、その幼稚園を利用している人数は減っているというところになります。また、この施設、2号認定とって保育の部分もごさいますけれども、2号認定の人数で行くと同じ人数になっておりますので、そちらは変わっていないというような形になります。

**○金兵智則委員** 単純に子供の数が減っているというところも原因の1つだということがこれでわかるということですね。わかりました。

それと、さっきの児童館なのですけれども、36人から45人、増えても減っても駄目。これもちょっとどうかなと思うのですけれども、これどちらのほうが多かったのか、減った、少なかったときのほうが多かったのか、増えたときのほうが多かったのかというのは捉えていますか。

**○岩本純一子育て支援課長** 当初の申請からの増減になりますが、人数が当初よりも増えたところにつきましては、3つのセンターが該当になっております。また、人数が減ったところにつきましては、2つの施設の人数が減っているということになります。

**○金兵智則委員** そうしたら、ちょっとうまいこと割れば加算がちゃんとついたのかなと思うところはありますけれども、それはね、地域の子供の数がありますので、そういうわけにはいかないですけれども、それこそ郊外の方から町中の児童館に今連れてくるサービスとかもあったのですけれども、それが原因でという言い方はちょっとおかしいですけれども、そういったこともあるので、多くなってしまう施設が出てきてしまうということになるのか、その辺の感じはどうなのでしょう。

**○岩本純一子育て支援課長** こちらの補助金は令和4年度の部分なので、今委員おっしゃられたところは令和5年度の実施事業になりますので、こちらのほうは影響がないのかなというふうに考えております。

**○金兵智則委員** なるほど、そうですね。令和4年度ですものね。始まったのは令和5年度ですから、すみません、そこは関係なかったということで。

では令和5年度で何かうまいこと調整できればいいなんて思うところで、やっぱりね、お金が減ってしまいますので、ちゃんと予算として頂けるものは頂きたいというふうに思いますので、その辺もし

っかりと分析をしながらね、進めていっていただければいいのかなというふうに思います。

これに反対するものでは特にありません。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、生活保護事業について説明を求めます。

**○清杉利明社会福祉課長** 議案資料42ページ、資料5号を御覧願います。

令和5年度一般会計扶助費、生活保護事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。1点目は、生活保護費の減額でございます。令和5年度における生活保護費の医療扶助費につきまして、死亡等による高額療養の減少により医療扶助費が当初見込みを下回ることが見込まれることから、扶助費を減額補正するものであり、減額する扶助費は5,000万円となります。

2点目は、国庫負担金返還に係る追加補正でございます。令和4年度の生活保護事業に係る国庫負担金につきまして、非保護者数の減少や高額療養の減少等により実績額が申請額を下回ったため、国庫負担金返還に伴う所要の費用を追加補正するものであり、金額は1億859万4,000円となります。以上2点の増減合計で5,859万4,000円の追加補正となります。

2の補正額であります。歳出予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては記載のとおりとなり、補正額5,859万4,000円の財源内訳は扶助費の減額に伴い、国庫負担金が3,750万円の減額となるため、一般財源は9,609万4,000円となっております。

歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

**○村椿敏章委員** 確認なのですけれども、亡くなった方が増えたという話なのですけれども、実際その見込み、見込みって言うのですかね、申請していた人と、それから結果的に亡くなって受けられなくなったといったところの人数について説明をお願いします。

○清杉利明社会福祉課長 令和5年度で言いますと、予算では、世帯では483世帯、人員では582名で予算を計上しておりましたが、世帯数につきましてはほぼ変更はないのですが、令和5年2月1日の状況ですが、世帯数では474世帯、人員では557人という状況でございます。

○村椿敏章委員 令和6年2月1日ですよ。

○清杉利明社会福祉課長 はい。

○村椿敏章委員 はい、理解しました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、健康診査事業について、また繰越明許費補正も関連しておりますので、併せて説明を求めます。

○本橋洋樹健康推進課長 議案資料43ページを御覧願います。

令和5年度一般会計健康管理費、健康診査事業の補正と繰越明許費の設定について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。令和6年6月より予防接種に係るマイナンバー情報連携の標準化レイアウトが改正されることに伴いまして、当市の健康管理システムの改修に必要な経費を追加するものであり、金額は委託料の54万5,000円となります。また、システム改修に係る国の補助制度を活用するためには、これ本年度内に予算措置を行う必要があるため、本件補正を行うものであります。

2の補正額についてですが、事業費54万5,000円の財源内訳は、(1)歳出予算の記載のとおり、国庫補助金が36万3,000円、一般財源が18万2,000円となります。

歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)歳入予算の記載のとおりとなります。

なお、本事業につきましては、年度内での完了が見込めないことから、事業費全額を翌年度に繰越すものであります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、食育推進事業、食育講演会開催事業について説明を求めます。

○阿部昌和健康推進課参事 議案資料の44ページを御覧ください。

令和5年度一般会計健康管理費、食育講演会開催事業の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります。本事業は食育推進のための講演会を開催するものであり、予算編成の際は消費安全対策交付金を活用することとしておりましたが、道交付金よりも補助金額が高い地域づくり総合交付金の活用に変更し、補助金50万円の交付が見込まれるため、財源補正するものです。

2の補正額であります。歳出予算における財源内訳については、(1)歳出予算に記載のとおり増額となる道補助金15万円を財源充当し、同額を一般財源から減額するものです。

歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額については、(2)歳入予算に記載のとおりであります。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、新型コロナウイルスワクチン接種事業、繰越明許費補正について説明を求めます。

○阿部昌和健康推進課参事 議案資料の10ページ、資料5号を御覧ください。

補正予算の概要、2.繰越明許費の補正一般会計の上から4段目、新型コロナウイルスワクチン接種事業の繰越明許費の設定について御説明いたします。

内容であります。新型コロナウイルスワクチン接種について、接種費用が全額公費負担となる特例臨時接種は令和6年3月31日で終了することとなります。この特例臨時接種に係る費用のうち、令和6年3月にやむを得ない事情により網走市外で接種を行ったほうについての費用は、国保連合会を通じ令和6年6月の請求となり、年度内に事業の完了が見込めないことから、事業費の一部を翌年度に繰越すものです。

繰越明許費の内訳であります。新型コロナウイルスワクチン接種事業の事業費のうち、翌年度繰越

額を36万1,000円とし、財源内訳は全額国庫支出金となります。

説明は以上です。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、各種予防接種に係るワクチン購入及び接種委託契約、債務負担行為補正について説明を求めます。

**○本橋洋樹健康推進課長** 資料11ページを御覧願います。

令和5年度一般会計債務負担行為の補正、各種予防接種に係るワクチン購入及び接種委託契約につきまして御説明申し上げます。

3番の債務負担行為の補正の表の一般会計の上から4番目、各種予防接種に係るワクチンの購入及び接種委託契約につきましては、令和6年度における各種ワクチンの供給及び接種業務を円滑に進めるため、今年度中に契約事務を執り進める必要があることから、6,989万8,000円を限度額といたしまして補正するものでございます。

説明は以上であります。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第14号令和5年度網走市一般会計補正予算中、健康福祉部関係分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

---

**○永本浩子委員長** 次に、議案第18号令和5年度網走市介護保険特別会計、債務負担行為補正、要介護認定訪問調査委託契約外2件について説明を求めます。

**○小西正敏介護福祉課長** 議案資料10ページから11ページ、資料5号を御覧願います。

令和5年度介護保険特別会計、債務負担行為の補正、要介護認定訪問調査委託契約外2件につきまして御説明いたします。

11ページ、3. 債務負担行為の補正の5段目、介

護保険特別会計に記載のとおり、令和6年度における介護保険業務を円滑に進めるため、今年度中に契約事務を執り進める必要があることから、要介護認定訪問調査委託契約といたしまして550万円、事務機器リース契約といたしまして37万円、介護保険申請システムのびったりサービス保守点検契約といたしまして65万4,000円を債務負担行為の限度額といたしまして補正するものであります。

説明は以上です。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

**○古都宣裕委員** この一番上の要介護認定訪問委託契約なのですが、これ年々金額が落ちていっているのですが、これは認定するような方が、高齢化社会なので増えていくかなと思ったらどんどん金額が落ちていくのですけれども、どういう理由で落ちているのかというのをお示してください。

**○小西正敏介護福祉課長** こちらにつきましては、外部の居宅介護支援事業所に対して、14か所でございますけれども、委託をしているところでございまして、認定については新規の申請もあったり更新の申請もあるということで、その都度調査員が訪問してということなのですけれども、当然新規の方もいらっしゃるのですが、我々の中にも会計年度任用職員で認定審査を行う職員がいたり、職員がやるケースもありますので、そこの兼ね合いで金額がそこまでいっていないというところがございます。日程自体がものすごく減っているとか、そういった捉えではないという認識をしております。

**○古都宣裕委員** 何かそんなに数が変わらないのなら、あまり金額もここまで大きく変わらないのかなというふうに正直思っているのですけれども。3年前だと7,800万円ぐらいあって、去年で6,300万円ぐらいの中で、ごめんなさいね、一桁間違えましたね、はい。780万円の、去年で632万5,000円を今度550万円と結構落ちてきているなという印象があるのですけれども、燃料費とかも上がっている中で、介護認定とかに行かなければいけない中で、その事務料というのが減っていない中で、金額が減っているのがちょっと今の説明だとよくわからないのですけれども。

**○小西正敏介護福祉課長** 先ほど申し上げましたとおり、その年によって認定の件数の更新のタイミングとか、そこによって件数が変わってくるということもありますし、単価というのは相手方との決めら

れた単価ということで、1件当たりの金額ということで結ばせていただいていますので、その更新自体の増減で、やるやらないとか、その外部に委託するというのは状況によって変わってきますので、その金額の条件で、この全体的に認定との関連性というのを我々はあまり想定していなかったというところでございます。

**○古都宣裕委員** これ、ちょっと何かごめんなさい。僕があまりよく理解できないのですけれども、これ何だろう。訪問介護の単価が引き下げられたことによる影響とかもあるわけではないですよね。これは関係ないと思うのですけれども。それで結構100万円近くのお金下がっていているので、その理由がちょっとあまりまだわからないのですけれども何が下がっている要因なのですかね。

**○小西正敏介護福祉課長** 先ほど申し上げましたとおり、その年の認定のタイミングというものがございますので、そのタイミングによって、当然、年によって上がるケースもありますし、今回は下がっているという形になりますけれども、その年その年の状況と、あと認定の件数が増えてくるかということも含めて、こちらとしてはそういう金額で計上させていただいているところでございます。

**○古都宣裕委員** 毎年、個人ではないと思うのですけれども、それによって人の多さとかも変わってくるから、こうした増減があるという理解でよろしいでしょうか。

**○小西正敏介護福祉課長** 委員お見込みのとおりでございます。

**○古都宣裕委員** わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第18号令和5年度網走市介護保険特別会計補正予算については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

---

**○永本浩子委員長** 次に、議案第24号網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

**○小西正敏介護福祉課長** 議案資料57ページ、資料10号を御覧願います。

網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正概要について御説明いたします。

1の趣旨でございますが、介護サービス事業に係る人材確保、事務軽減と協力、医療機関との連携強化などを図るため、各厚生労働省令の改正が行われたことから、同様の基準内容とするため、当市の関係する4条例について所要の改正を行うものでございます。

2の内容でございますが、(1)につきましては、網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び網走市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきまして、規定を追加、変更する改正を行うものであります。

主な改正内容でございますが、①はサービス管理者の勤務条件の緩和に関する規定について、②は身体拘束等を行う際の理由の記録に関する規定について、③は身体的拘束等の適正化対策検討委員会に関する規定について、④は利用者の安全、介護サービスの質、職員の負担軽減に資する方策検討委員会に関する規定について、⑤は協力医療機関との利用者病状急変時や新興感染症発生時の連携に関する規定について、⑥は重要事項に関するウェブサイト掲載に関する規定について、それぞれ改正しようとするものであります。

議案資料58ページを御覧願います。

(2)につきましては、網走市指定居託介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び、網走市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例につきまして、規定を追加、変更する改正を行うものでございます。

主な改正内容でございますが、①、④、⑥につきましては、(1)と同様の内容となっております。②居宅介護支援事業所の介護支援専門員1名当たりの取扱件数基準変更に関する規定について、③は居託介護支援事業所が介護予防支援事業所の指定を受けた際の取扱いに関する規定について、⑤はサービス実施状況に係るモニタリングにおいてテレビ電話

等の活用を可能とする規定について、それぞれ改正しようとするものであります。

3の施行期日でございますが、令和6年4月1日から施行しようとするものであります。厚生労働省令の各経過措置等と同様の経過措置を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○村椿敏章委員 結構変わるという感じがしたのですけれども、要は人材が確保できないというところが一番の問題点なのかなと思うのですけれども、その辺について、要は今後介護施設がどのようになっていくのかとか、その辺についてももう少しわかりやすく説明していただけたらなと思います。

○小西正敏介護福祉課長 今回の改正につきまして、介護人材につきましてのところでございますと、人材不足の課題に対応するという観点ですね、柔軟で効率的なサービス提供を推進するという観点がございます、その中から管理者の兼務規定を緩和するという、あとはケアマネージャーさんの人員基準を緩和するということですね。あとはモニタリングのテレビ電話を活用することができる等々の改正が図られてきたということでございます。これらのことを緩和することと、あとはその他いろいろ改正ございますけれども、その中で事業所としてもいろいろやっていくことがございますので、我々としても、そういった事業所の負担等ですね、経営とかですね、経営に関して集団指導等の機会を通じていろいろ連携を取りながら、協力して改正に対応しながら人材不足についても対応していきたいと考えています。

○村椿敏章委員 介護保険の場合、利用すれば利用するほどね、利用料も増えるし、介護保険料も上がるという部分も否めない部分はあるとは思いますが、やっぱり人数を増やさないと今の施設が崩壊しかねないという状況がありますので、その辺難しい部分はあると思うのですけれども、もっと国のほうにですね、この介護保険制度の見直しなども市としてどんどん言ってもらえたらなと思います。

私から以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第24号網走市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

○永本浩子委員長 次に、議案第26号網走市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例制定について説明を求めます。

○小西正敏介護福祉課長 議案資料93ページ、資料12号、条例の廃止概要を御覧ください。

網走市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例制定につきまして御説明いたします。

条例廃止の趣旨でございますが、網走市老人デイサービスセンターを令和6年3月31日をもって閉館することから、関係条例を廃止するものでございます。

内容につきましては、網走市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例を制定して廃止を定めるものです。

施行期日につきましては、令和6年4月1日とするものです。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 このデイサービスセンターをなくすということは過去にも説明は受けてはいたのですけれども、この条例を廃止するということではちょっと気になったのがですね、今回の訪問介護事業は残すというふうには聞いてはいたのです。要は、デイサービスセンターはなくすけれども、訪問介護事業はなくさないといったところで、そういう施設として残っているのにこのサービスセンター条例をなくすというのがよくわからなかったのですが、その辺について説明をお願いします。

○小西正敏介護福祉課長 網走市社会福祉協議会さんで実施していただいている介護サービス事業という中で通所介護と訪問介護というサービスが全く別なものになりますので、通所介護はやめますけれ

ども、訪問介護事業は当然残りますので、そこは全く別物と捉えていただければと思います。

○村椿敏章委員 そうなりますと、訪問介護のほうについての条例というのはあるということですか。

○小西正敏介護福祉課長 そちらは指定によってやっている事業ですので、あくまで条例等はございません。

○結城慎二健康福祉部長 今課長から答弁を申し上げましたとおり、まず全く別物なのです。網走市老人デイサービスセンターは、市が設置をして、社会福祉協議会が指定管理として受けていただいてやっているもので、訪問介護事業所は社会福祉法人、社会福祉協議会という法人が介護サービスを担っているものですので、市が行っているものではないので、当然市には条例はございません。

○村椿敏章委員 そうしたら、デイサービスセンターについては網走市がやっていると。それを指定管理者として委託してやっているよということになるのでしょうか、もう1つのほうの訪問介護は社会福祉協議会としてやっている、網走市がやっているわけではないということですか。

○結城慎二健康福祉部長 お見込みのとおりです。デイサービスセンターは市が設置をして、社会福祉協議会が指定管理者として運営をして、そこに入ってくる介護報酬は社会福祉協議会が受けている。それは市が設置しているもので、訪問介護事業所は社会福祉法人、社会福祉協議会という法人が実施をしている介護サービスということで。

○村椿敏章委員 はい、理解しました。

○金兵智則委員 端的に行きたいと思います。

詳細は以前伺っていましたのであれですが、利用者さんの引き継ぎをするということでしたけれども、それについては完了しているのか、困っている方はいらっしゃるのか、お伺いしたいというふうに思います。

○小西正敏介護福祉課長 先般御説明させていただいた利用者さんにつきましては、同じく地域密着型の通所介護事業所とですね、19名以上の通所介護事業所等を中心に全員受入先がもう決まっております、4月からスムーズにケアマネさんの御登録もありまして、整ったところでございます。

○金兵智則委員 はい、わかりました。

この条例が廃止すればデイサービスセンターがなくなるという形なのですが、建物は残るのですよね。当然、考えられていることは何かあります

か。

○小西正敏介護福祉課長 現段階において、今後の建物利用を行う予定は今のところございません。なので、管理につきましては社会福祉協議会から我々のほうで引き継ぎを受けた上で、適切に管理していく形になるかと思えます。

○金兵智則委員 今後考えるとといったような答弁だったのかなと思います。

わかりました。以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第26号網走市老人デイサービスセンター条例を廃止する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

それでは、ここで昼食のため暫時休憩したいと思います。

再開は午後1時でお願いいたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、議案第14号中小学校施設改修費、小学校冷房設備整備事業について、冷房設備整備事業について繰越明許費補正も関連しておりますので、併せて説明を求めます。

○高橋善彦学校教育課長 それでは、議案資料の45ページを御覧願います。

令和5年度一般会計補正予算のうち、小学校施設整備費、小学校冷房設備整備事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、国の補正予算を活用し、全ての小学校の教室等に冷房設備を整備するため、必要な経費を追加補正するものであり、金額は実施設計委託900万円と設置工事費4億2,223万3,000円の合計4億3,123万3,000円となっております。

なお、年度内に事業の完了が見込めないため、事業費の一部を翌年度に繰り越すものでございます。

小中学校の冷房設備設置につきましては、昨年、第3回定例会におきまして補正予算を御承認いただ

き、導入に向けて各校の消費電力や受電設備容量の調査を実施させていただいたところでございます。本調査につきましては、昨年の11月末に完了したところでございますが、その結果、呼人小中学校以外の全ての小中学校で受電設備を含む改修が必要となることが判明したところでございます。そのようなことから、工期につきましては、改修工事を含むため、相当期間を要することとなるものでございます。

また、昨今の工事需要に伴う労働人材や資材不足により、さらに工期が延びることも想定されるところでありますので、まず、今回は全小学校について令和7年3月末を工期として、冷房設備の設置を進めようとするものでございます。

なお、中学校につきましては、小学校の設置が完了した翌年度の令和8年3月末を工期として設置を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

小学校における設置箇所及び台数でございますが、全普通教室に各1台、職員室には2台から4台、校長室には各1台の合計152か所に167台の設置を予定してございます。

さらに、予算を伴うものではございませんが、冷房設備設置と併せまして、網走市立学校管理規則で定められております、夏季冬季休業期間につきまして現行の50日から56日とする改正を行い、暑さ対策を推進してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2の補正額でございますが、事業費4億3,123万3,000円の財源内訳につきましては、国庫補助金1億2,483万3,000円、市債3億640万円となっております。

歳出歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、記載のとおりでございます。

また、3の繰越明許費の内訳につきましては、本件事業費4億3,123万3,000円を全額翌年度に繰越しようとするものでございます。

説明については以上です。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

よろしいでしょうか。

**○金兵智則委員** 小学校に冷房設備が付くということがこれであれなのですけれども、納期も多めに見ているということで来年の3月末までというふうに

なっていましたけれども、これ多分全国的な動きになってくる中で、物の確保という部分でのめどというのとはどのような感じなのでしょう。

**○高橋善彦学校教育課長** 物の確保というところではですね、こういったような話がかねてから出ておりますので、その業界内で確保されているかということは明確な回答はできませんが、ある一定程度来年の3月までには終われるのではないかというような見通しでございます。

**○金兵智則委員** 物は家庭用というのか、普通の多分天井に埋め込むようなものではなくて、家庭用の物みたいな感じのものなのかなというふうに想像するのですが、それで間違いはないですかね。

**○高橋善彦学校教育課長** 一般家庭用よりもですね、若干大きめのものというような理解をしていただければよろしいかとは思うのですけれども。その普通教室のサイズというのは大体64平米程度というところでございますけれども、職員室や校長室に至ってはそれぞれ大きさが違いますので、その面積に応じたですね、エアコン設備を設置しようとするものでございます。

**○金兵智則委員** わかりました。

これ、ちなみに国からの補助金が含まれていますが、中学校はもう1年遅らせるということですけれども、この辺については問題なく国の協力が得られるということなのですかね。

**○高橋善彦学校教育課長** 現在、取りあえずは小学校ということですが、計画の中では中学校もこの後に行うというような話で一応内容としては挙げておりますので、今後、例えば国の補正予算とかそういったところがまた見えてくればですね、早期にその辺は取り組みたいというふうに考えているところでございます。

**○金兵智則委員** はい、わかりました。

ちなみになのですけれども、御説明の中にあつた長期休業が50日から56日になるといって、6日休みが増えるということですので、どういった影響が出てくるのかお伺いしたいと思います。

**○高橋善彦学校教育課長** 今回ですね、このエアコン設置に至っては、今説明したとおり来年度の末というような形になってしまいますので、今年の夏につきましては現行どおりというような形で、まだ暑い状態が続けばやはり児童生徒にとってはかなり厳しい状況だということではございますので、こういった中で長期休業、例えば夏季休業ですね、本州と

同じような形で例えば8月末までにするのですとか、そういったようなところが学校の中で柔軟な取扱いができるかと思しますので、そういった面では暑さ対策の一助になるのではないかなというふうに考えているところでございます。

**○金兵智則委員** はい、わかりました。暑さ対策については、いろいろとその日数が増えることによってやりくりになるのか。合計56日ですから、そのやりくりは可能なのだと思うのですけれども、単純に6日減るということですから。ただ、授業の時数的には変わらないわけで、その辺でエアコンは、はっきり言えば来年は間に合わないわけですから、呼人はわからないですけれどもね。呼人はすぐ付けられるのでしょうから、もしかしたら呼人小中学校、小学校側については暑い時期までに付けられるのかもしれないですけれども、そうなったときに、暑い教室の中で休みを6日増やしたということは、その分どこかに振り替えなければいけないわけですから、西日が暑いときに授業しなければ間に合わないみたいなことも出てくる可能性もありますよね。そのほかいろいろとやりくりもあるのでしょうけれども、来月にはもう4月、新年度が始まりますから、この各学校5、6日の休みを含めて教育課程を組んでいかなければいけない中で、影響はないのですか。

**○高橋善彦学校教育課長** 冬季ですね、例えば吹雪ですとか感染症などによる臨時休校ですとか学級閉鎖だとかというのはなかなかちょっと想定しづらい部分はあるかと思いますが、今までもですね、余剰時数と言いますか、ある程度その余裕を持たせた教育編成課程を取っていたと思しますので、そういった中でいけば、その6日の部分がもし増えたとしてもですね、カバーできるものだというふうに考えております。

**○金兵智則委員** 何が起こるかかわからないのですから、余剰分でカバーできる、できることにこしたことはないですけれども、例えば、ある中学校では、夏休みに入ったけれども、午前授業3日間だけやりますよという学校があったりだとか、インフルエンザの関係だったりという中で、さらに6日ですよ。それを余剰の中でできるので大丈夫ですということ、本当に大丈夫なのかなと不安に思う。学校側だって何が起こるかかわからないですからね。今だってインフルエンザまだ流行っているわけですから、そういった中でやっぱりいろいろとね、6時間が7時間になってしまう日が出てくるのか、そうい

う影響というのはどこまで考えられていますか。把握されていますか。

**○高橋善彦学校教育課長** そうですね、結局、その年度年度によってですね、例えば暦ですとかそういったところも変わってきますので、その祝日が多いですとかそういったところはあらかじめ、その学校の中でもですね、次年度の教育課程を編成する際にはですね、しっかりと休日などを見極めて、さらにその冬季の想定される部分というところも加味した中で、その夏季休業というのを設定していただく必要があるかと思えます。

**○金兵智則委員** 各学校でやってもらいつつ、教育委員会は情報収集しながら、この学校はこんなことやっていますよ、この学校はこんなことをやっていますよという情報の統括と言えいいのですかね、そういった役割を果たしていかないと、単純計算で6時間あれば6日で36時間減る形ですよ。その36時間が本当に全て余剰で賄えるのかどうかってなると、いささか僕は疑問です。そうなったときには、やはり教育委員会がしっかりとサポートしてあげていただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

**○高橋善彦学校教育課長** 委員御指摘のとおりですね、そういったところはしっかりと学校間と連携を図りながらですね、把握して、必要に応じてですね、アドバイスなりをしていきたいというふうに考えております。

**○金兵智則委員** わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

**○村椿敏章委員** 来年度からですね、付くということで、非常に喜ばしいことなのですけれども、今のエアコンを付けても、学校自体がかなり熱射で暑くなっていて、エアコンすらも効かなくなっているというようなところも今聞かれています。いや、ですからやってくださいとか言うのではなくてですね、まず断熱化工事というものも今見直されてきているようなのです。学校の窓を、二重サッシとか、サッシをまた断熱化のものにするとか、また外断熱や、あと天井の断熱ですか、その辺なども今かなり検討されているようなのですよね。このエアコンをつける、冷房設備を付けるときに、そういう断熱についても検討などはしたのかどうか。特に、窓のところとその通気口を付けると、通気口が付くのかどうか、その壁に穴を開けるのかね、教室の。それとも窓を利用して通気をするのか、その辺につい

て伺いたいと思います。

**○高橋善彦学校教育課長** まず、その断熱効率といった部分かとは思うのですが、今回その冷房設備を設置するに当たってはですね、今委員がおっしゃったその窓の二重構造ですとか断熱の部分に関しては特段検討はしてこなかったということが事実です。しかしながら、積雪寒冷地でございますので、ある程度その断熱というところは各学校備わっていると思っておりますのでございます。

あと、その窓付けタイプか壁付けタイプかというところですが、一応その窓に設置するというところは考えてございませぬので、壁に穴を開けてというような形のものに今なろうかという形でやっています。

**○村椿敏章委員** はい、わかりました。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、学校給食施設整備事業、学校給食施設改修事業について、また繰越明許費補正も関連しておりますので、併せて説明を求めます。

**○高橋善彦学校教育課長** それでは次に、議案資料の46ページ、御覧願います。

令和5年度一般会計補正予算のうち、学校給食費、学校給食施設改修事業の歳入歳出予算の補正と繰越明許費の設定について御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、国の補正予算を活用し、西部地区共同調理場の冷房設備を更新するため必要な経費を追加補正するものであり、金額は1,413万8,000円となっております。

なお、年度内に事業の完了が見込めないため、事業費の全額を翌年度に繰越ししようとするものでございます。

西部地区共同調理場につきましては、供用開始より20年が経過し、冷房設備の老朽化により昨年の夏に正常に動作しない状況となったため、緊急的な対応としまして、仮設の代替品を一時的に設置し、修理対応を検討していたところでございますが、部品供給が既に終了しているということもあり、修理による継続利用が不可能であると判断されたため、今回、調理場内の冷房設備を改修しようとするものでございます。

次に、2の補正額でございますが、事業費1,413

万8,000円の財源内訳につきましては、国庫補助金133万8,000円、市債1,280万円となっております。

歳入歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては記載のとおりでございます。

また、3の繰越明許費の内訳につきましては、事業費1,413万8,000円を全額翌年度に繰越ししようとするものでございます。

説明は以上でございます。

**○永本浩子委員長** それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

**○古都宣裕委員** 事業完了見込みはいつぐらいを予定していますでしょうか。

**○高橋善彦学校教育課長** できるだけ早くというようなことでは考えてはいるのですが、要は夏が本格化する前と言いますか、7月末ぐらいには工期としては終わってもらえればよいというふうには思っています。ただ、今、代替品を現在使用しておりますので、もし夏場を超えるような形にもなったとしてもですね、何とか暑さをしのいでいただけるのかなというふうには思っております。

**○古都宣裕委員** 代替品がもしそのときに使えるというのであれば、間に合わなかったときですね、問題ないかなとは思っておりますが、食品を扱う場であるので、やっぱり温度管理というのはすごく大変になってくるのかなというので、もし何かあつてからでは遅いので、一番はしっかりと温度管理ができるように新しいものが付くのが一番だと思いますけれども、間に合わなかった場合も、今付いている代替品の中で何とかできるという部分もあると思うのですが、もしパワー不足とかがあるのであれば本当に急いでいただきたいなと思っておりますので、そういった部分も気にしてやっていただければと思います。

以上です。

**○永本浩子委員長** ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、議案第14号中、総合体育館管理運営事業外7事業について、一括して説明を求めます。

**○大西広幸スポーツ課長** 議案資料47ページを御覧ください。

令和5年度一般会計スポーツ施設費、総合体育館管理運営事業外7事業の補正予算について御説明いたします。

補正の理由及び内容についてですが、原油等の高騰により、電気料金及び燃料費が当初の想定を上回ることが見込まれるため、次の経費を追加補正するものであります。

追加補正の内容としましては、原油等の高騰による電気料金及び燃料費として、総合体育館燃料費等131万円、市営野球場電気料金19万円、市営スケート場燃料費34万円、レイクビュースキー場燃料費など110万円、市民健康プール燃料費など620万円、スポーツトレーニングフィールド電気料29万円、屋内ゲートボール場燃料費など52万円、オホーツクドーム燃料費304万円の合計1,299万円を計上するものでございます。

2の補正額の各事業の歳出予算につきましては、47ページから49ページの記載のとおりとなっております。財源につきましては全額一般財源となっております。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○村椿敏章委員 燃料費が上がっているってことがわかってはいるのですが、オホーツクドームが304万円とかなり高額の部分なのですが、これまでも修繕費もかなり大きくなっているのですけれどもね、オホーツクドームを今後どのようにして管理しているか、その辺長期的な部分があれば伺いたいと思います。

○吉村学社会教育部長 社会教育施設全体の中での方向性ということもですね、スポーツ施設も含めて検討している中で、市民会館と総合体育館がまず一つ、大きなもので検討していかなければならないもの、そして今お話のあったオホーツクドームについてもですね、耐震云々の施設ではありませんが、かなり施設も老朽化している中でですね、こうしたスキー場もそうなのですけれども、老朽化している施設については、指定管理の方とどの部分が安全確保できるか、利用状況が保てるかというところを意見交換しながらですね、必要なものについては市長部局と財政面の話をしながらかね、できる改修は要望して実施していくというような方針で今進めているところです。

○村椿敏章委員 できる限り維持していきたいとい

うことで理解しました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第14号令和5年度網走市一般会計補正予算中、教育委員会所管分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたしました。

ここで理事者入れ替えのため暫時休憩いたします。

午後1時23分休憩

午後1時24分再開

○永本浩子委員長 再開いたします。

次に、請願、陳情、要請についてです。

令和4年9月8日に開催されました代表者会議、その後の議会運営委員会において、議会先例・事例・申し合わせ事項106として、次のように取り扱うことが決定されております。

(1) 請願、陳情は、原則として、付託された定例会の委員会において、会期中に審査するものとする。

(2) 上記にかかわらず、閉会中継続審査とされた請願、陳情は、原則として次回の定例会までに審査を終了するものとし、それができない場合でも、付託以後1年以内のいずれかの定例会において審査が終了するよう努めるものとし、結審に至らない当該案件は審議未了として取り扱うものとするということを確認してからスタートしたいと思います。

提出後1年以内で開催されるいずれかの定例会で2回審議を行い、結審がつかないものは審議未了、廃案となります。

それでは、請願第8号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出についての請願について審査を行います。

委員の皆さんの御意見をお示しいただきたいと思

います。

○古田純也委員 やはりこの問題に関しましては、高齢者、また難聴者に関わる問題で、ぜひ早めに国ですら、公的保障制度を創設するべきだと私も思いますので、採択すべき事案だと思います。

○永本浩子委員長 ほかに御意見。

○古都宣裕委員 網走市として国にというところなのですかね。網走市としては昨年の4月1日よりこの公的補助制度というのは創設していたと思うのですけれども、それは間違いないですかね。

○結城慎二健康福祉部長 網走市としては、令和5年度より助成制度を開始しております。

○古都宣裕委員 網走市はもう既に取り組んでいるけれども、国に対して同じように取り組んでほしいというような内容になるかと思うので、私もこれは採択でよろしいかと思えます。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

○村椿敏章委員 私からもこれは採択すべきだと思う考えなのですが、やはり網走市で中等度などのその補聴器をね、助成することによって、今回かなり申請もあったと思うのです。その辺について若干理事者側のほうからも聞かせていただけたらなと思うのですけれども、どうでしょうか。

○清杉利明社会福祉課長 軽度中等度の難聴者に対する補聴器の購入助成制度につきましては、令和5年度より実施をしているところですが、本年の2月末現在におきまして助成件数は31件で、助成金額としましては103万9,512円を2月末までに助成をしているところでございます。

○村椿敏章委員 今まで障害の認定を受けた件数が、今回の補聴器の補助事業が始まってからそれも増えたというのもちょっと聞いたのですけれども、私が聞いたところでは、ここ何年かで、令和2年が66件で、令和3年9件、令和4年が8件で、令和5年、今年度が13件に伸びているというふうに聞いたのですけれども、そういう意味では難聴の方にとっては非常にいい効果があったのではないのかなと思うのですけれども、その辺についてちょっと御意見を聞かせてもらえたらと。

○清杉利明社会福祉課長 耳の障害認定を受けている方、また受けておられませんが、耳が聞こえづらいという方に対しましては、医療機関や補聴器を市内で販売しているところには制度等の説明もしてきているところで、そこら辺で認知度が広がって助成の申請にもつながっているものとは考えております。

○村椿敏章委員 今おっしゃられた内容で、やはり伸びてきているというところでも非常にいいと思いますので、国に対してもですね、やはりこの部分については助成制度をつくるように求めていってほしいと思います。

採択すべきということで。

○永本浩子委員長 現在採択の意見が3件出ておりますけれども、ほかの御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

請願第8号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出についての請願については、全会一致により採択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 次に、請願第9号加齢性難聴者の補聴器購入に対する網走市助成金額の増額を求める請願について審査を行います。

こちらは市に対する請願ですので、意見書はありません。

請願自体を市へ提出することになりますので、文言の変更はできません。

こういったことを御確認の上、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思えます。

○村椿敏章委員 これは採択すべきということでお願いしたいのですが、要はですね、補聴器もかなり高額なものですから、今の助成制度、非常に効果があるということではっきりしてきているかなというのがありますが、また、その高価な部分を、助成額を増やすことによって、さらに申請する方も増えるでしょうし、併せて認知症防止につながっていくということにもつながりますのでいいなって、これはやるべきだなと思うのと、それから2番目のところについては、やはりこの助成制度自体がなかなか知られていないという部分があって、ポスターなどで広く周知していってほしいなと考えます。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

○古田純也委員 私は、先ほど言いました国の公的制度をやはりまずは優先すべきだと思います。そして、市でも現行は結構効果があるなというお話は先ほど理事者から聞いてありますが、やっぱり市にも財政というもので限りがあると思えますので、これ以上また増加するのは厳しいように私も判断しますので、この件に関しましてはちょっと採択できないというか、不採択で。

○永本浩子委員長 不採択ということで。

ほかに御意見はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第9号加齢性難聴者の補聴器購入に対する網走市助成金額の増額を求める請願については、意見の一致を見なかったため、継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定させていただきます。

**○永本浩子委員長** 次に、請願第10号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める請願について審査を行います。

委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思えます。

**○村椿敏章委員** この請願ですけれども、やはりこの間、年金がかなり下げられてきていて、物価上昇に全く見合わない。また、ここに書かれているように、女性の年金生活者の85%が月額10万以下と。やはり今の厚生労働省が考えている部分、年金制度についてはしっかりと高齢者を支えていくことが必要だと思えますし、さらに後半のほうに書いている若者への意識調査というところでは、もっともこの年金が減っていくということでは、若い人たちが安心してこの後年金を支えていこうという気持ちにもやっぱりそこはかなり落ちてくると思えますので、やはり一般的に高齢者、それから若者が安心して暮らせるようにあげるということを国に求めていくべきだと思います。

以上です。

**○永本浩子委員長** 採択ということではよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに。

**○里見哲也委員** これ、老齢基礎年金は全年金受給者、厚生年金を含めてですね、全員に及ぶもので、既に賃金スライドとか物価スライドとかもちょっと複雑で、後から後からいろいろ出てきていますけれども、支給額の金額については、国民年金加入だった方については、特に加入月数が少ない人が、結果的に少ない金額の年金を受けられていると思うので、老齢基礎年金全体の値上げというのは、さっき言ったいろいろなスライドの制度がありますから、全部に及んでしまうので、低賃金者の救済については、今いろいろやっている個別の救済という制度のほうが効果があるというふうに思います。

なので、この全体制度の国民年金、老齢基礎年金のところの引き上げについては、私は不採択ということで表明します。

**○永本浩子委員長** ほかに御意見ございますか。

よろしいですか。

それでは……、村椿委員。

マイクを通してお願いします。

**○村椿敏章委員** 委員間討論で話したいのですけれども、いいでしょうか。

**○永本浩子委員長** ただいま、村椿委員から委員間討論の申し出がありましたけれども、皆さん、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、委員間討論を行いたいと思えますので、御意見のある方、挙手をお願いいたします。

**○村椿敏章委員** この内容で書いてあるのは、物価上昇に見合う老齢基礎年金の支給額を引き上げることというふうに書いているのです。ですから、非常に困っている人たちの年金を上げるというのも大事ですが、一般的に物価上昇が今の年金生活者を非常に困難なものにしているということですから、ぜひですね、ここは物価上昇に見合うというところで採択してもらえたらなと考えます。

**○永本浩子委員長** ほかに御意見のある方。

**○里見哲也委員** 何と云うのですかね、もらえるものが上がるということ自体は否定するものではないのですけれども、制度設計上ですね、例えば基礎年金って国庫負担率、平成21年度から3分の1から2分の1に引き上がっているのですね、国庫負担。これは徴収するほうではなくて、出す年金で。これ何の効果があるかという、免除期間がある人は、つまり自分で払っていないのだけれども、もらうときに、その以前の部分は3分の1で以後の分は2分の1もらえるようになったというふうに、すごく大きな制度なものですから、単純に上げるというのは非常に難しいなと思うのですね。なので、低年金の方に対しては直接の給付、別の方法というほうが効果があると。ある程度もらっている方と言ったら何か言い方が変ですけども、その人々はなくてもいいのではないのという語弊ありますけれども、明らかに違うような気がするのですね。一定程度もらっている方と、本当に加入月数の少ない、特に老齢基礎年金だけの人であれば、全体に薄くというよりも、一番困ったところに厚くしたほうがいいかなと。そういう私の考えです。

○永本浩子委員長 ほかに御意見のある方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、委員間討論はこれで終了ということ。

それではお諮りいたします。

請願第10号物価上昇に見合う老齢基礎年金等の引き上げを求める請願については、意見の一致を見なかったため、継続すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

---

○永本浩子委員長 次に、医薬品や医療機器の安定供給確保ならびにイノベーション推進を求める意見書提出要請について審査を行います。

皆さんの御意見をお示しいただきたいと思えます。

○金兵智則委員 採択の方向でお願いをしたいというふうに思っています。いろいろと書いておりますけれども、僕らの生活の中でも秋口でしたかね、インフルエンザがはやり、せき止めでしたかね、がもうないと。なので、ある分しか分け与えてあげられませんよというような今状況に陥っているという現状も踏まえて、やはりこういうことを国のほうに要請していくということは必要なのかなというふうに思っています。

○永本浩子委員長 ほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

○村椿敏章委員 前回も同じような陳情があったと思うのですよね。そのときに私……。

○永本浩子委員長 村椿委員、初めてだと思います。今回初めて。

○村椿敏章委員 12月5日ですから。

この脱退一時金の……。

○永本浩子委員長 今やっているのは、医療機器のほうですね。

○村椿敏章委員 ごめん、間違えた。医療機器のほうですね。

そうですか、すみません。ごめんなさい。失礼しました。

この医薬品の部分については、やはりこの間、医薬品が入らないというか、そういうことで非常に問題があると思います。中間年改定ということで、どんどん薬価が下がって、メーカー自体が儲からない薬はもう作れませんと言って撤退しているというの

が、この深刻な現状が続く理由だというふうに考えていますので、これはぜひ採択していただきたいと思えます。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

○古田純也委員 現在、薬不足はインフルエンザなど感染症の急激な増加、また後発薬品の不祥事による薬の生産が減ったことだということは認識しております。それによって、この現行の制度の見直し、品質と安全供給を慎重に取り組んでいる現行の制度を本来、本当に見直すべきなのかというところで、私なりになかなか答えが出ませんでした。なかなか請願を読んでも中身がちょっと私には伝わらない部分というのが、イノベーションの創出などという表現がよく伝わってこなかったのが、今回採択はできません。

○永本浩子委員長 不採択ということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○里見哲也委員 内容がですね、ちょっと今ありましたけれども、イノベーションの創出して具体的に何だろうとかいろいろ考えたりとか。その後さらに、医薬品の流通改善の取組って、今オーバードーズの問題で、実際に薬局に売薬を買いに行くと、つい先日も風邪薬と鼻炎の薬を2つ選んだら、今日2つ一週には無理ですよ、駄目ですよって言われたのですけれども、この流通改善というところの内容も詳しくわからないので、私としてはこの案分における請願は不採択というふうに思っています。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

○金兵智則委員 何と言っていいのか、イノベーションの創出ということがわからないのであれば、例えば新たな製品開発ができる体制の構築とかという日本語にすればいいのですかね。そういったふうに変えてでも、イノベーションの創出という言葉がわからないから不採択とされると、思いを持って出しているものなので、そういった努力はちょっとしていただきたいなと思うところでもありますけれども、そういった感じでは駄目なんでしょうかね。

○永本浩子委員長 ただいまの金兵委員の御意見がありましたけれども、古田委員、里見委員、いかがでしょう。

○古田純也委員 私も大変勉強するつもりです。この意見書を出された方に直接お伺いしたのですけれども、明確なちょっと答えが頂けなかったのですから、そういう判断をさせていただきました。

○永本浩子委員長 今回の金兵委員の説明を聞いては  
いかがでしょうか。

○古田純也委員 提出者……。

○永本浩子委員長 今、金兵委員のほうからイノベ  
ーションに関する説明がありましたけれども、それ  
を聞いても変わらないということによろしいです  
か。

○古田純也委員 はい、今回は。

○永本浩子委員長 それでは、ほかに御意見がなけ  
ればお諮りいたします。

医薬品や医療機器の安全供給確保並びにイノベ  
ーション推進を求める意見書提出要請については、意  
見の一致を見なかったため、継続すべきものとして  
決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

○永本浩子委員長 続きまして、訪問介護における  
基本報酬の引き下げ見直しを求める意見書提出要請  
について審査を行います。

皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

○金兵智則委員 すみません。ちょっとあまりのこ  
とで、ちょっと一瞬真っ白になってしまいました。

私のほうから発言をさせていただきます。

これ、ニュースにもいろいろなっていますけれど  
も……、今何やっているのでしたっけ。

訪問介護のやつですよ。

ニュースでもいろいろなっていますけれども、利  
益率が7.7%というところを取って引き下げられた  
というふうになっていますけれども、これ実際問題  
は訪問介護とはいえ、施設の中に業者さんが入っ  
ているような形のところが主なので、ここが削減をさ  
れるというのは、もう訪問介護に携わる人たちがま  
さかといったような声もあったほどなので、これは  
しっかりと、これこそまさにちゃんと国のほうに言  
っていかねばいけないというふうに思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに御意見。

○古都宣裕委員 これは採択すべきものだと思います。  
この診療報酬の中には移動に係る燃料費等がた  
しか含まれていないというふうになっております。  
そうしたものも見ていないのにもかかわらず、診療  
報酬を引き下げると、遠方の方へ訪問介護する際に  
事業者負担になってしまって、財政自体を圧迫し  
て、訪問介護自体の数が減ってってしまう可能性

がすごく大きくあるのだなと危機感を感じておりま  
す。

そうしたことから、もうこれはしっかりと採択し  
た上で、網走市としても訪問介護をやっている事業  
者もたくさんありますし、そうしたところも見て、  
しっかりと声を上げていくべきだと思います。

以上です。

○村椿敏章委員 私も、この介護報酬ですか、引き  
下げることについては反対なので、ぜひこれは採択  
していただきたいと思いますし、やはり地域を守っ  
ていく、網走市を守っていくという部分で言えば、  
介護事業を支えていかなければならない介護職員を  
減らしてはならないという考えもやっぱり市とし  
てもどんどん出していくべきだと思いますし、これは  
採択でお願いしたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに御意見ございますか。

○里見哲也委員 私も採択でお願いしたいと思います。

まさに網走市のような訪問介護でたくさん遠いと  
ころに行くというところのことは考慮されていなか  
った引き下げだったかと思います。

それと、案文の中にはありますけれども、処遇改  
善加算のアップ率云々というところがありますけれ  
ども、現場の事業者さんでは、処遇改善加算はど  
こまで使えるのかとか、ずっと続くのかという不安  
があるというふうになんか認識しているものでは  
から、この請願については採択でいいと考えます。

○永本浩子委員長 ほかの委員はどうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

訪問介護における基本報酬の引き下げ見直しを求  
める意見書提出要請については、全会一致により採  
択すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、ここで理事者退出のため暫時休憩いた  
します。

午後1時51分休憩

午後1時53分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に、陳情第3号年金制度における外国人への脱  
退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情  
について審査を行います。

この請願は、令和5年12月7日に当委員会に付託され、8日に審査いたしましたけれども、継続審査となっております。

今回で2回目の審査となりますので、結審がつかない場合は審議未了、廃案となります。

採択もしくは不採択のどちらかでお答えください。

この請願について、委員の皆さんの御見解をお示しいただきたいと思っております。

ちなみに、前回の委員会では、古田委員は「実態を解明するために採択」、里見委員は「全体的な国費の支出を削減するための方法と理解するので採択」、村椿委員は「外国人の権利を奪うものとして不採択」、栗田委員は「生活保護を国だけが行っているわけではなく、地方自治体も支出しており、判断が難しいので継続」という発言をされております。

前回と意見が変わらないか、もしくは栗田委員が前回継続でしたけれども、今回どのような御見解をお持ちか、お示しいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○村椿敏章委員** この陳情については前回と同じ考えで、やっぱり外国人の権利を奪ってしまう、これは不採択ということ。

**○永本浩子委員長** それでは、採択と不採択ということで意見が分かれていますので、この陳情につきましては審議未了、廃案ということで取り扱わせていただきます。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、ここでちょっと意見書案を配付しますので、暫時休憩いたします。

午後1時55分休憩

午後1時57分再開

**○永本浩子委員長** それでは再開いたします。

意見書案の内容を確認していただきたいと思っております。

こういった内容で意見書を提出するということでしょうか。

それでは、請願第8号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出と訪問介護における基本報酬の引き……、古都委員。

**○古都宣裕委員** すみません、見ていて気づいたのですが、訪問介護における基本報酬のほうの上から1、2、3、4、5、6、7、8段目、かぎ括弧でサービス付き高齢者、高齢者向け住宅とかぎ

括弧で始まっているのですが、閉じ括弧がないと思うのですよね。そこは直したほうが良いかと。

**○永本浩子委員長** わかりました。サ高住括弧の後に閉じ括弧。

ほかに何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

別にほかになければ、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第8号の加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書提出についての請願と、訪問介護における基本報酬の引き下げ見直しを求める意見書提出要請については、委員長名により、委員会として意見書案を本会議に上程し、意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

---

**○永本浩子委員長** 次に、行政視察について協議をいたします。

行政視察の行程ですが、5月14日火曜日、愛知県へ移動日となります。15日水曜日午前10時から午前11時半まで、愛知県岡崎市の校内フリースクール「F組」についての視察、16日木曜日は、午前10時から午後0時まで、神奈川県厚木市E.V.ごみ収集車事業の視察、午後2時から午後4時まで、同じく厚木市の小学校通学路安全点検ウェアラブルカメラ導入事業について視察を行います。そして、最終日、17日金曜日の午前10時から午前11時30分まで、神奈川県座間市の断らない相談支援の視察ということで、5月14日から17日まで3泊4日の視察を行いたいと思っております。

今後、公共交通機関の時刻など変更が生じる場合もありますので、最終的な行程につきましては、出発日の1週間前までに事務局を通じて皆様に送付させていただきますので、御了承ください。

行程についてはこういった形でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

全ての市で議場見学もさせていただけるということでございます。

そして、視察先への詳細な質問事項ですが、現在、厚木市と座間市から3月中に質問事項を

教えていただきたいという要望が来ておりますので、3月28日の木曜日、17時、午後5時までに各委員から質問事項を提出願いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

提出方法は紙でも結構ですし、メールでもLINEWORKSを活用していただいても結構ですので、よろしく願いいたします。

ちょっと先の話になりますけれども、視察後の取りまとめについてですけれども、例年この視察結果についての取りまとめを行っております。視察終了後に、各委員の意見及び所感ということで議長に報告書を提出いたします。昨年までの過去の経過としては各委員からレポートを提出していただいておりますが、今回はどのようにしたらいいか、皆様の御意見をお伺いしたいと思います。

前回同様でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、今回もレポートを提出していただくということで、全員にレポートを提出していただいたのち、委員会で確認することとしたいと思います。

それで、6月議会もありますので、レポートの締切日といたしまして、レポート締め切り日を視察が終わったちょうど1週間後の5月24日の17時まで、そして取りまとめの委員会の開催日を5月27日月曜日の午前10時と考えましたが、いかがでしょうか。

**○金兵智則委員** レポートの提出日は1週間後というのはまだわかりますけれども、5月27日の委員会まで今から決めなければいけないものですか。何かもう6月議会も始まってきますよね、この時期になれば、何かほかと抱き合わせでできるような感じもしなくもないので、わざわざそれぞれで日にちを決めておくことは、今の段階では、ないのではないかなと思います。いかがでしょうか。

**○永本浩子委員長** もし皆さんもそういう御意見でしたら、一応取りまとめの締め切りを5月24日午後5時までということで、この委員会に関してはもうちょっと具体的な予定がはっきりしてから決めさせていただくということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、以上で文教民生委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後2時11分閉会